

ウォームシェアたてばやし 実施要領

1 趣旨

家庭における複数の暖房使用をやめ、なるべく1つの部屋に集まる工夫をしたり、公共施設や商業施設などで暖かく過ごすことで、家庭や地域で楽しみながら省エネに取り組もうという考え方を「ウォームシェア」といいます。

館林市では、「ウォームシェア」の普及啓発を図り、ライフスタイルの変容を促すことで、家庭における温室効果ガス排出量削減及び燃料費削減につなげていきます。この取組は、たてばやし5つのゼロ宣言の「宣言2 温室効果ガス排出量ゼロ」に寄与するものです。

2 実施期間

令和7年11月1日（土）から令和8年2月28日（土）まで

3 「ウォームシェアスポット」募集概要

暖かく快適に過ごせる施設を募集し、「ウォームシェアスポット」として登録するとともに、その周知を図ります。

（1）対象となる施設

市民の方が暖かく快適に過ごせる公共施設や商業施設を対象とします。

（2）施設の要件

ウォームシェアの趣旨に賛同し、次の要件を備える施設

①暖かく快適に過ごせる場所であること（暖房を使用する施設に限りません。

また、過剰に空調温度を高くする必要もありません。）

②誰もが利用できる場所であること

（3）登録申込

登録を希望する施設は、別記様式「ウォームシェアたてばやし施設登録申込書」に必要事項を記入の上、館林市地球環境課へ提出するものとします。

4 その他

「ウォームシェアスポット」として登録した施設には、市ホームページ等において施設紹介等の情報を掲載し、広く情報発信を行います。また、「ウォームシェアスポット」として、目印となるような掲示物を配布します。